



令和8年4月

民間賃貸住宅家賃補助



募集案内書

- ◆ 受付期日 令和8年4月1日(水曜日)
から 4月15日(水曜日) 午後5時必着
※郵送申込可能(期日必着)
- ◆ 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時(土日除く)
- ◆ 受付場所 長岡京市役所 6階 窓口番号 66 住宅営繕課
※郵送の場合は下記住所に送付

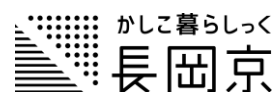
申し込み資格については、いろいろな条件がありますので、申し込みをされる方は、この案内書をよくお読みのうえ、受付期日までに申し込みをしてください。

申込受付の問合わせ先

《住所》 617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号

長岡京市役所 建設交通部 住宅営繕課 住宅係

《電話》 代表:951-2121 直通:955-9523



民間賃貸住宅家賃補助 募集案内書

- ◇概要 . . . 市内民間賃貸住宅に入居されている、市営住宅の入居基準を満たす世帯に対し、経済的負担を軽減する目的で、家賃の一部を補助します。
- ◇補助期間 . . . 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
※毎年度世帯状況に応じた資格の判定を行いますので、状況によっては2年間継続して補助を受けることができない場合があります。
- ◇補助額 . . . 月額16,500円。
支払い月は、8月、11月、2月、5月（前3か月分）
- ◇募集戸数 . . . 20世帯。ただし、補助対象戸数を超える場合は、公開抽選します。
- ◇申込資格 . . . 3～4ページをご参照ください。
- ◇受付期日 . . . 令和8年4月1日（水曜日）から4月15日（水曜日）※午後5時必着
- ◇受付時間 . . . 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時（土日除く）
- ◇受付場所 . . . 長岡京市役所 6階 窓口番号66 住宅営繕課
- ◇受付方法 . . . 必要書類を持参又は郵送してください。
※必要書類に不備がない限り代理人による申し込みも可能です。
- ◇必要書類 . . . ○申込書(市の所定の用紙)
○同意書(市の所定の用紙)
○現に入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
○収入(所得)を証明する書類(義務教育修了以上の世帯全員のものが
必要です。)
【収入のある方】 令和7年分源泉徴収票、給与支払証明書、
営業実績証明書、年金通知書(はがき)など
【収入のない方】 在学証明書、退職証明書、支援給付受給証明書
など
○その他必要と認める書類（手帳の写し等）
- ◇公開抽選日時 . . . 令和8年5月22日（金曜日） 午前10時00分から
- ◇抽選場所 . . . 長岡京市役所 6階 会議室601
- ◇補助決定の時期 . . . 令和8年6月上旬以降になります。
※上記抽選後、資格審査を経た上で、補助資格者が決定されます。
- ◇その他 提出された書類は返却できませんのでご承知ください。
当選された方及び補欠の方には通知しますが、抽選から漏れた方へは
通知しませんので、ご了承ください。

申込資格

- 1 現に同居する親族(事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は婚約者を含む。)がある方。ただし、60歳以上の人、障がい者等は、単身であっても申し込み可能。(詳しくは9ページをごらんください。)
 - 事実上婚姻関係と同様の事情にある者とは、内縁関係にある者または長岡京市パートナーシップ宣誓(長岡京市と都市間連携協定を結んでいる市町村での宣誓含む。)をした者とする。
 - ※内縁関係においては住民票に事実上婚姻関係と同様であると認められる者の記載が必要。
 - ※パートナーシップ宣誓の場合は、宣誓書受領証の交付を受けていることが必要。
- 2 現に住宅に困窮していることが明らかな方。(以下のいずれかの住宅困窮理由が必要です)
 - ※原則として公営住宅(府営住宅・市営住宅)の名義人を含む申し込みはできません。
 - 住宅狭小
 - ・所帯の構成人数と年齢に基準がありますので、事前にお問い合わせください。
 - 高家賃
 - ・家賃には共益費や駐車場代、保険代は含まれません。
 - 結婚
 - ・期日(令和8年5月31日)までに入籍される方で、住宅に困窮されている場合。
 - ※期日までに婚姻届受理証明書を提出されないと失格になります。
 - ※婚約者が変わった場合は、申し込みを無効とします。
 - 立退き要求
 - ・家賃滞納やトラブル等、自己の責めによる立退きは申し込みできません。
 - 生活設備不備
 - ・風呂、便所又は台所がない場合等(故障や老朽化によるものは不可)。
 - ※生活環境による理由では申し込みできません。
- 3 令和8年4月1日時点において1年以上長岡京市に居住し、現に長岡京市内の民間賃貸住宅に入居している方。
- 4 入居者及び同居者の収入の合計が、公営住宅法及び長岡京市営住宅等の管理に関する条例で定められた収入の範囲内であること。
 - (詳しくは4ページ～8ページの収入基準をごらんください。)
- 5 申込者又は同居する親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員)でないこと。
- 6 勤務先等から月額16,500円以上の住宅手当を受けていないこと。
- 7 生活保護を受給していないこと。
- 8 市税や料金等の滞納がないこと。
- 9 過去に支給を受けた方でも対象となりますが、初めて支給を受ける方が優先となります。
 - (注)申込者資格については、関係機関に照会します。

申込についての注意

1 次のような場合は、申し込みをされても失格になります。

- (1) 申込書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
- (2) 事実と違うことを書いて申し込んだとき。
- (3) 当選後、住民票、課税証明書(所得の金額の内訳及び扶養控除額が記載されたもの)、その他市が指定した必要な書類を提出されないとき。

2 自家所有者の申込について

自家所有者は、原則として申し込むことはできませんが、売却等により自家所有者でなくなる方で次の書類を提出できる場合は、申し込むことができます。

- (1) 媒介契約書、競売開始決定通知等……(申し込み時に提出のこと。)
- (2) 所有権移転登記後の登記簿謄本、売却決定通知
……(令和8年5月31日までに提出されないと失格になります。)

収入基準について

1 【年間総収入金額による基準早見表(1)】でみる場合

世帯の中で給与所得者が1人で、7ページに掲載している控除対象者がいない場合

【年間総収入金額による基準早見表(1)】(総収入額)

(単位:円)

種別	収入 基準	同居親族及び扶養親族(申込者を除く)						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般 階層	①	円 0 ～ 2,967,999	円 0 ～ 3,511,999	円 0 ～ 3,995,999	円 0 ～ 4,471,999	円 0 ～ 4,947,999	円 0 ～ 5,423,999	円 0 ～ 5,895,999
		円 0 ～ 3,887,999	円 0 ～ 4,363,999	円 0 ～ 4,835,999	円 0 ～ 5,311,999	円 0 ～ 5,787,999	円 0 ～ 6,263,999	円 0 ～ 6,720,000

(注)裁量階層(8ページ参照)に該当する世帯については、上記収入基準欄②の収入基準となります。

2 【年間総所得金額による基準早見表(2)】でみる場合

前記1以外の場合であって例えば

- ① 世帯の中に給与所得者が2人以上いる場合
- ② 事業所得者
- ③ 世帯の中に給与所得・事業所得・年金所得等複数の所得者がいる場合
- ④ 世帯の中に控除対象者がいる場合

【年間総収入金額による基準早見表(2)】(総所得額)

(単位:円)

種別	収入基準	同居親族及び扶養親族(申込者を除く)						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人
一般階層	①	円 0 ～ 1,896,000	円 0 ～ 2,276,000	円 0 ～ 2,656,000	円 0 ～ 3,036,000	円 0 ～ 3,416,000	円 0 ～ 3,796,000	円 0 ～ 4,176,000
		円 0 ～ 2,568,000	円 0 ～ 2,948,000	円 0 ～ 3,328,000	円 0 ～ 3,708,000	円 0 ～ 4,088,000	円 0 ～ 4,468,000	円 0 ～ 4,848,000

(注)裁量階層(8ページ参照)に該当する世帯については、上記収入基準欄②の所得となります。

3 「年間総所得金額」の求め方

※公営住宅の所得計算の特例により、給与及び年金に係る所得額から、10万円(10万円未満の場合はその額)を控除します。

給与所得の方(アルバイト・パート含む)

○次表により「年間総収入金額」から「年間総所得金額」を算出してください。

※2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。

※源泉徴収票の所得金額と異なる場合があります。

【年間総所得金額算出のしかた】

年間総収入金額	年間総所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上～ 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 55万円
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	106万9千円
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	107万円
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	107万2千円
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	107万4千円
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.6+10万円
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.7-8万円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満	端数整理後の年間総収入金額×0.8-44万円
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-110万円
8,500,000円以上	年間総収入金額-195万円

※端数整理の方法(年間総収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ)

年間総収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000をかけてください。

(例) 2,859,999円の場合

$$2,859,999 \div 4,000 = 714.9999 \dots \quad 714 \times 4,000 = 2,856,000 \text{円}$$

○就職後1年未満の方の年間総収入金額の算出方法

(勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額—賞与)÷(勤務した翌月から申込月の前月までの月数)×12カ月+賞与=推定年間総収入金額

事業所得の方

○年間総収入金額から必要経費を控除した額

○開業1年未満の方の年間総所得金額の算出方法

(開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額—必要経費)÷(開業した翌月から申込月の前月までの月数)×12カ月=推定年間総所得金額

年金収入(所得)のある方

○次表により「年間年金総収入金額」(A)から「年間年金総所得金額」を算出します。

※2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算してください。

※源泉徴収票の所得金額と異なる場合があります。

【年間総所得金額算出のしかた】

受給者の年齢	年間年金総収入金額(A)	年間年金総所得金額
65歳未満の者	60万円以下	=0
	60万円を超え130万円未満	(A) - 60万円
	130万円以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	410万円以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円
65歳以上の者	110万円以下	=0
	110万円を超え330万円未満	(A) - 110万円
	330万円を以て以上410万円未満	(A) × 0.75 - 27万5千円
	410万円を以て以上770万円未満	(A) × 0.85 - 68万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 0.95 - 145万5千円
	1,000万円以上	(A) - 195万5千円

- 4 申込家族の中に前記 **3 「年間総所得金額」の求め方** にかかる複数の所得者がある場合は、それぞれ算出し合算した額が年間総所得金額となります。
- 5 雇用保険金・労災保険金・遺族年金・障害年金・傷病恩給・損害保険金・仕送り等課税されない所得は収入から除外されます。
- 6 控除対象者がいる場合は前記 **3 「年間総所得金額」の求め方** により算出した額からそれぞれ下記に該当する控除額を差し引いた額が年間総所得金額となります。

【収入計算で控除する種類と控除額】

※令和8年4月1日時点で下記の要件に該当する場合に控除を適用します。

種 類	要 件	控 除 額
老人控除対象配偶者 老人扶養親族	70歳以上の人	1人につき10万円
特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき25万円
障がい者控除 (特別障がい者を除く) 〔右の要件のいずれかに該当すること〕	① 身体障害者手帳の交付を受けている人 ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人 ③ 精神保健指定医等の判定により知的障がい者と判定された人 ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき27万円
特別障がい者控除 〔右の要件のいずれかに該当すること〕	① 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ② 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ③ 原爆被害者として厚生労働大臣の認定を受けた人 ④ 心神喪失の状況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の知的障がい者と判定された人 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき40万円
寡婦控除 〔右の要件のいずれかに該当すること〕	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次の①～②のいずれかに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人	その者に所得がある場合 27万円 〔その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額〕
ひとり親控除 〔右の要件のいずれにも該当すること〕	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で、次の①～②の全てに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象外 ① 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ② 合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合 35万円 〔その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額〕

7 裁量階層は、次に掲げる世帯です。

次のいずれかに該当する世帯については、年間総収入金額又は年間総所得金額による【基準早見表(1)(2)】が収入基準欄②の金額となります。

※補助を受けることができる収入の上限が引き上げられます。

世帯区分	要件	必要書類
障がい者	イ 申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合 (障がいの程度が1級から4級まで)	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者又は同居親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (障がいの程度が1級又は2級)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障がいの程度に相当する程度と認められる知的障がい者	療育手帳の写し
高齢者	申込者が60歳以上で、同居親族の方が全員「18歳未満又は60歳以上」である場合	世帯全員の住民票
戦傷病者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合(障がいの程度が特別項症から6項症まで、又は第1款症であること)	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引揚者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書(自立支度金)の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた者	入所していたことを証明する療養所長の証明書
小学生以下の子どもがいる世帯	令和8年4月1日時点において、同居者に小学校6年生以下(申込後最初の4月1日時点で満13歳未満)の者がある場合	世帯全員の住民票
多子世帯	令和8年4月1日時点において、同居者に18歳未満の者が3人以上ある場合	世帯全員の住民票

(注) 裁量階層に該当していた世帯であっても、該当する必要条件が満たされなくなった場合は、年間総収入金額又は年間総所得金額(4～5ページ)による基準早見表(1)(2)が収入基準①の金額になります。その場合は補助対象外となることがあります。

8 単身で申し込み可能な世帯は、次に掲げる世帯です。

令和8年4月1日時点において次のいずれかに該当する世帯。

世帯区分	要件	必要書類
高齢者	申込者が60歳以上である場合	住民票(当選後で結構です)
障がい者	イ 申込者が身体障害者手帳の交付を受けている場合 (障がいの程度が1級から4級まで)	身体障害者手帳の写し
	ロ 申込者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (障がいの程度が1級から3級まで)	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ ロに規定する精神障がいの程度に相当する程度と認められる知的障がい者	療育手帳の写し
戦傷病者	申込者が戦傷病者手帳の交付を受けている場合(障がいの程度が特別項症から6項症まで、又は第1款症であること)	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者が厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引揚者	申込者が海外からの引揚者である場合(引き揚げた日から起算して5年以内に限る)	厚生労働大臣の引揚者証明書又は支給決定通知書(自立支度金)の写し
ハンセン病療養所入所者等	平成8年3月31日までの間に国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方	入所していたことを証明する療養所長の証明書
加害者に対し保護命令が出されている等のDV被害者	配偶者暴力防止法等の規定による保護命令が効力を生じた日又は一時保護及び保護が終了した日から5年以内の方	保護命令決定書の写し等
犯罪被害者等	長岡京市犯罪被害者等支援条例に規定する見舞金の支給を受けた方	事前に住宅営繕課までお問い合わせください。